

【回覧】 TBS自治会からのお知らせ

平成30年12月1日発行

会長 吉原 弘子

寒さもひとしお身にしみるころ、みなさまいかがお過ごしでしょうか。ご多忙の折ではございますが、風邪など召されませぬよう、お体にお気をつけてお過ごしください。



★★ 小道花壇・矢畑第二公園 除草・清掃 10/27 (土) ★★

10/27 (土) 8:30～小道花壇・矢畑第二公園の除草・清掃を実施しました。TBS自治会役員・各組長・遊ゆう会・有志の方々に参加していただきました。とてもきれいになりました。ご協力ありがとうございました。

★★ 鶴嶺東コミセンふれあいまつり 11/10 (土) ★★

11/10 (土) に鶴嶺東コミセンにてふれあいまつりが開催されました。TBS自治会からは、おにぎり・ジュースの模擬店を出店致しました。お天気にも恵まれ、午前中には完売しました！

焼き鳥、焼きそば・ビール、バザー、新鮮野菜販売と色々な模擬店や催し物があり、大盛況でした。ご来場の方、ご協力いただいた方、ありがとうございました。

★★ TBS自主防災訓練 11/11 (日) ★★

11/11 (日) に自主防災訓練を実施致しました。

安否確認訓練・煙テント体験・移動式ホース操作訓練・水害への備え説明を開催致しました。防災リーダ会、各組長、会員の皆様ご協力本当にありがとうございました。

【感震ブレーカー補助金制度説明会を開催！】 TBS自治会館 12月8日(土) 午後1時～3時頃 ※参加自由

～なぜ今、「感震ブレーカー」が必要なのか！～

震災時の停電後、電気が復旧した際に起こる危険性の高い「通電火災」を防ぐことに有効！

※例：停電時に電源が入ったままのヒーターが通電後、火災の原因となる。など

TBSは住宅が密集している為、数件の通電火災が甚大な延焼火災（クラスター火災）に発展する可能性の高い地域に指定されています。通電火災は避難中に無人の状態でも起こる可能性が高く、火災の予防が重要です！

※クラスター火災 例：2016年12月に約140棟に延焼が広がった糸魚川火災

～自己負担1,100円にて購入可能！（期間限定）～

設定値以上の強い揺れを感知すると自動的に配線用ブレーカーや漏電ブレーカーを遮断し電気の供給を止める器具で通電による火災防止に有効です。説明会にご参加頂き購入することで補助金を利用することができます！
1,100円のご負担で購入できます！



関連団体からの連絡事項（11/3定例会にて）

- ・**民生委員**：毎年高齢者の方が増えている。気になる方がいらっしゃったらご報告欲しい。地域包括支援センターを通して支援対象者をみていきます。
- ・**自主防災会**：
 - ・10月 遊ゆう会さんへ 風水害対応の講演を開催。「もっと防災の話しをする場を増やした方が良い」とアドバイスいただきました。
 - ・千の川と小出川合流地点、浚渫(シュンセツ)が開始。10/29～12月末予定。
↳ 底面の土砂などを取り去る工事。
 - ・11/10「防災訓練」 防災部さんをサポートします。
- ・**遊ゆう会**：
 - ・作品展 吉原会長来場。1200名位来場
 - ・10/18「定例会」 防災リーダー会より 防災講演。
事例をお話しいただいた。とても内容の濃いお話をしていただいた。
 - ・11/4 秋の健康ウォーク 大磯宿場祭り。近辺を散策予定。18名参加予定。
 - ・11/19.20 秋の1泊旅行 新潟月岡温泉へ。
 - ・11/30 夜間パトロール 19時から。
- ・**子供会**：
 - ・10/28 ハロウィンイベント 仮装してゴミ拾いをしながら歩く。合計38名参加。
 - ・11/10 次年度役員と顔合わせ。
 - ・12月 クリスマス会を予定 ギターサークルさんへ演奏依頼。
 - ・10月開催した地区体育祭優勝の表彰状を飾りました。
- ・**すまいるサロンTBS**：
 - ・10/26 「マジックショー」を開催。合計34名参加。
 - ・11/23 「クリスマスリース作り」。学校が冬休みの為お子様の参加もお待ちしております。

事務連絡

※12月より交代

ブロック長（12～3月担当）へ「広報の仕分け作業について」

日時：毎月第2日曜日、最終日曜日 17:00～

今月：12月9日（日）・30日（日） 場所：TBS自治会館

自治会役員へ「会員数変更を報告ください！」

新規加入や転居による会員数の変更があった場合、速やかな配布物数の訂正が必要となります。会員数の変更が発生した場合、**すぐにブロック長へ報告してください。**

ブロック塀等改修工事費助成

平成31年

1

31

まで!

申請期限を 延長します!

ブロック塀等の改修をご検討の方は、まずはご相談ください。

道路の幅員が4.0m以上の場合（建築基準法42条1項道路）

高さ1.0m以上のブロック塀等を撤去し、生け垣又はフェンスを設置する場合、10月1日から開始した「沿道景観形成事業」にて、工事費用の一部を補助します。

道路の幅員が4.0m未満の場合（建築基準法42条2項道路）

幅員4m未満の道路に接する土地の場合は、原則、道路の中心から2mずつ後退する等して、道路を4m以上に拡幅する必要があり、後退用地を市に譲渡することをお願いしています。

この場合、道路沿いのブロック塀等、工作物については、「狭あい道路整備事業」にて、一部を補償させていただいております。

ご注意ください!

塀の倒壊に起因する損害は、原則所有者の責任となってしまいます。安全確認のため、ブロック塀の点検をお願いします。



詳しくは裏面をご確認ください。



沿道景観形成事業

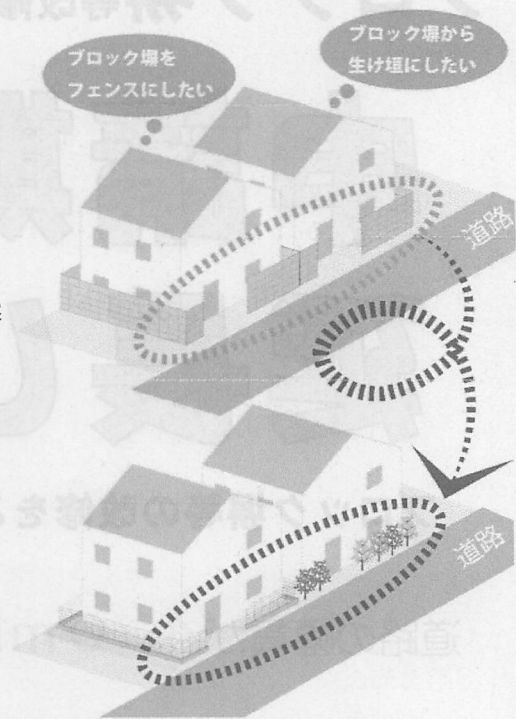
内容 : ブロック塀等の撤去、それに替わる生け垣やフェンス等の新設に要する費用の一部を補助

補助額 : 工事費の1/2を補助
 撤去: 上限 20 万円
 新設: 上限 10 万円

対象 : 幅員 4.0m 以上の道路沿いのブロック塀、万年塀大谷石等の撤去
※ただし、過去 10 年以内に市の補助を受けて、設置したものは除く。

期限を延長します

高さが 1.0m 以上かつ長さが 1.0m 以上のもの
 新たにブロック塀等を設置する場合は、道路からの高さ 0.6m 以下 (ブロック 3 段積み程度)
 申請受付期限: 平成 31 年 1 月 31 日(木)
 工事完了期限: 平成 31 年 3 月 15 日(金)
※平成 30 年 6 月 18 日以降、9 月 30 日までにブロック塀等の改修工事を行った方については、特例として事後申請による補助を行います。条件等がありますので、詳細は景観みどり課までお問い合わせください。



窓口: 茅ヶ崎市都市部景観みどり課 ☎82-1111 (内 2331~2334)



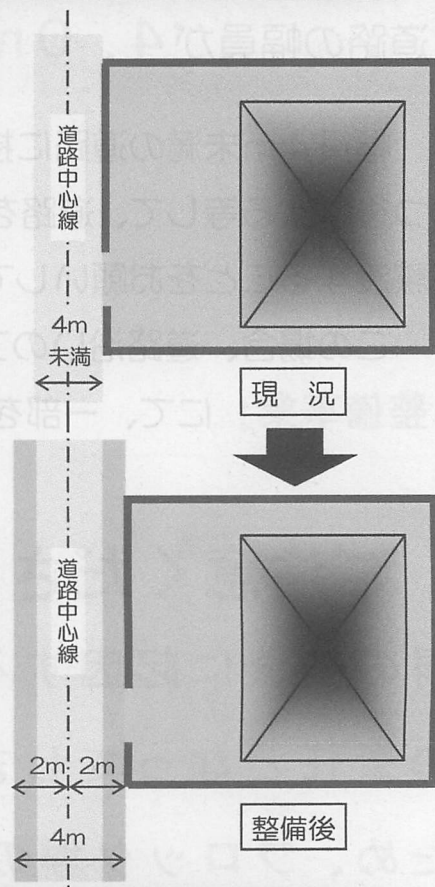
狭あい道路整備事業

内容 : 狭あい道路に接する敷地における、後退用地の譲渡及び、後退用地内にあるブロック塀等の工作物の除却に対する補償

譲受価格 : 後退用地について、有償譲渡、寄付、無償使用のいずれかを選択し、有償譲渡の場合は以下の価格で譲り受けます。

地域		1m ² あたりの価格
市街化区域	商業地域	78,700 円
	近隣商業地域	31,200 円
	その他の地域	25,000 円
市街化調整区域		12,500 円

補償 : 後退用地内にあるブロック塀等の工作物については、別に定める基準により補償を行います。



窓口: 茅ヶ崎市建設部道路管理課 管理担当 ☎82-1111 (内 1324~1325)